

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
ハンブルク会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR A 作業班

令和 8 年 7 月 31 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	7
(1)	A 小委員会.....	7
(2)	B 小委員会.....	11
(3)	D 小委員会.....	11
(4)	F 小委員会.....	11
(5)	H 小委員会.....	11
(6)	I 小委員会.....	11
8	検討結果.....	12
別添		13
1	基本的な対処方針.....	13
2	総会対処方針.....	13
3	各小委員会における対処方針.....	13
(1)	A 小委員会.....	13
(2)	B 小委員会.....	13
(3)	D 小委員会.....	13
(4)	F 小委員会.....	13
(5)	H 小委員会.....	13
(6)	I 小委員会.....	13

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 2）CISPR A 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第●回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月●日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

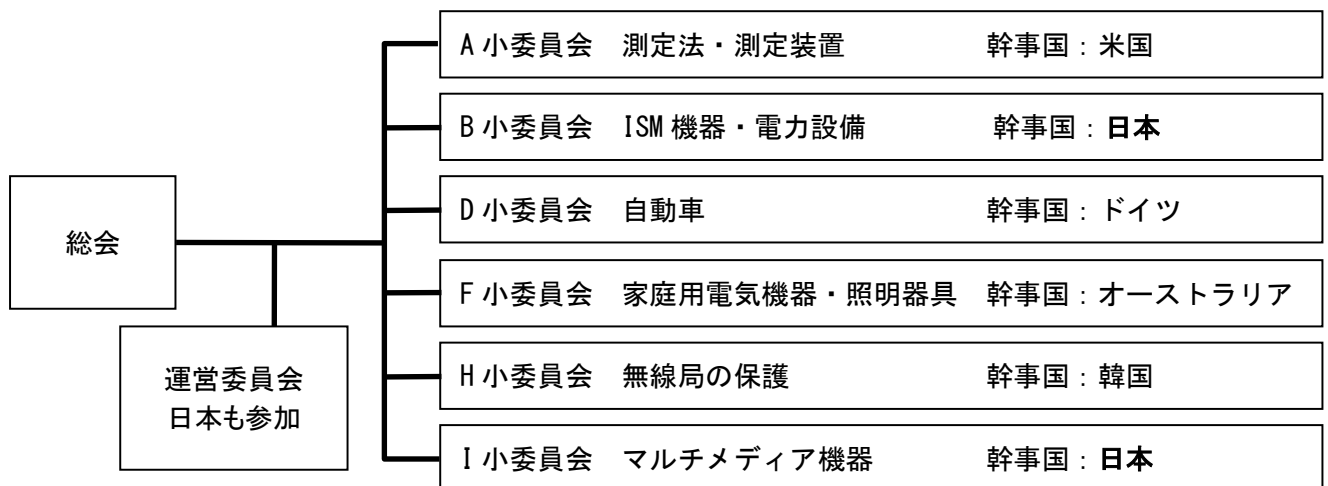
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペルー、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班 (WG) 及びアドホックグループ (ahG) 等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルクにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 での審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は CISPR 12 第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイトやアンテナの校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8 の ahG 9 により作成された 40GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格に許容値を導入する作業が開始された。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の FDIS 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情動的付則(Annex M)として追加された。

本件は、各製品群対応小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミ

ミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和 6 年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなど関係する他のパラメータについても検討中であることが報告された。

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議では、WG 4 での活動状況と今後の活動計画について、報告書の骨子を決定し初稿完成に向けた作業を開始したこと、令和 8 年には測定やシミュレーションなどを踏まえて選定されたパラメータとシナリオの研究を継続すること、などが報告された。また、シミュレーションと実検証試験について、経験則に基づき、① OFCOM のシミュレーションプログラムに組み込み予定の電流プローブを用いてコモンモード妨害電流の増加による電界強度の変化を評価すること、② 放射妨害波測定を単一装置、その後複数装置で実施して、シミュレーションと測定値の相関関係を特定可能とすること、の試験計画を策定中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム

EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・ 第 1 回：オスロ会議 (令和 5 年 7 月 5 日-6 日)
- ・ 第 2 回：オンライン会議 (令和 5 年 10 月 7 日)
- ・ 第 3 回：オンライン会議 (令和 5 年 12 月 4 日)
- ・ 第 4 回：シドニー会議 (令和 6 年 2 月 19 日-20 日)
- ・ 第 5 回：ロンドン会議 (令和 6 年 6 月 25 日-26 日)
- ・ 第 6、7、8 回：Web 会議 (令和 6 年 10 月 2 日、10 月 9 日、11 月 26 日)
- ・ 第 9 回：リレサン会議 (令和 7 年 7 月 31 日、8 月 1 日)
- ・ 第 10 回：オンライン会議 (令和 7 年 11 月 25 日)
- ・ 第 11 回：オンライン会議 (令和 8 年 5 月 5 日)

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和 6 年の会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることとなった。

令和 6 年 10 月の A 小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案が、CIS/A/1462/DC として令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B 小委員会 WG 7 に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に採用されている Preliminary measurement method が盛り込まれる予定となっている。

また、第 9 回リレサン会議では、英国から本ガイダンスを TS 化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針の TR 化を支持し、TS 化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

更に、第 10 回と第 11 回のオンライン会議では、・・・。

今回の CISPR 総会では、A 小委員会より第 10 回と第 11 回の会議の審議結果が報告される予定であり、JWG 9 の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としての EMC 評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。

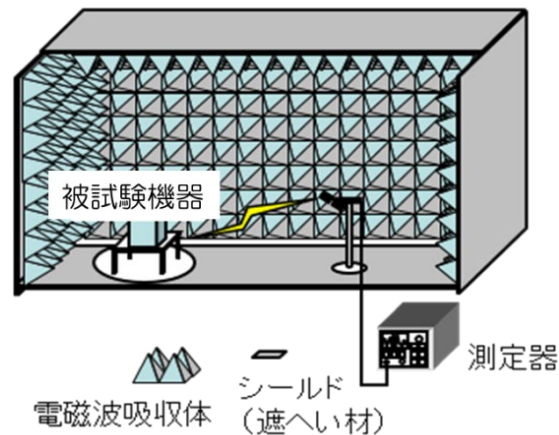
今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

A 小委員会は、妨害波の測定装置及び測定法に関する一般的事項の審議を行う小委員会である。A 小委員会では具体的な許容値は審議されず、A 小委員会で規定された測定法及び測定装置を前提として、B 小委員会から I 小委員会（製品群を担当する委員会）において、妨害波許容値及び各製品・製品群固有の測定手順が審議される。A 小委員会には、第 1 作業班（WG 1）及び第 2 作業班（WG 2）の 2 つの作業班が設置されており、WG 1 は、電磁両立性（EMC）測定装置の仕様を、WG 2 は、EMC 測定法、統計的手法及び不確かさを担当している。



電波半無響室(SAC)における放射妨害波測定の場合

現在の主な議題は、①18 GHz～40 GHz の測定装置及び測定法の検討、②30 MHz 以下の周波数帯における放射妨害波測定及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映、③VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映、である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 18 GHz～40 GHz の測定装置及び測定法の検討

(7) 審議状況

18 GHz から 40 GHz までの周波数帯における RF エミッション測定法と許容値の検討の是非を問う Q（質問票）文書(CISPR/1374/Q)への各国国内委員会(NC)の回答が、CISPR/1379/RQ にまとめられた。それらの意見によって、CISPR は 18 GHz から 40 GHz までの周波数帯における放射エミッション測定法と許容値の検討を進めるべきという結果となった。CISPR 上海会議のアクションアイテムにより、アドホックグループ設立に向けた Q 文書(A/1347/Q)が発行され、測定装置に関するアドホック (ahG 7)、及び測定法・測定不確かさに関するアドホック (ahG 8) がそれぞれ設立され、我が国からも複数のエキスパートを各アドホックに登録し、積極的な寄与を行っている。

A CISPR 16-1-1

18 GHz から 40 GHz の測定装置の仕様に関しては、ahG 7 において、原案となる第 1 CD (A/1381/CD)、第 2 CD (A/1410/CD) 発行ののち、CDV (A/1469/CDV) に移行し、賛成多数で可決した。FDIS に移行予定である。なお我が国から提案した上限周波数の 43.5 GHz までの拡張については、ペンディングとなっている。不連続ディスターバンスアナライザの記述の明確化 (CIS/A/1435/CDV) については、CDV が 100%賛成で可決したため FDIS に移行する予定である。

B CISPR 16-1-4、-5、-6

CISPR 16-1-4 での 18 GHz から 40 GHz のサイト評価方法に関しては、ahG 7 において、TD (Time-domain) SVSWR 法、Vector SVSWR 法、MF (Mode Filtering) SVSWR 法、改良 SVSWR 法、および従来の SVSWR 法の 5 つの方法が提案されており、前回会議においてはそれぞれの方法に基づく CD の作成に向けて、DC 案を作成することとなった。また、我が国からは 18 GHz までの SVSWR 法により基準に適合するサイトであれば、18 GHz から 40 GHz までのサイト評価は省略可能であることを、巡回試験 (RRT) による検証結果とともに報告している。令和 7 年 6 月の ahG 7 の議論において DC 文書の作成と並行して巡回試験 (RRT) を行うことになり、我が国も参加する予定である。CISPR 16-1-5 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正サイト及びリファレンスサイトについては ahG 7 にて DC 案が議論されている。

CISPR 16-1-5、16-1-6 では、Calculable ループアンテナに関して CDV に進むことが決定した。

C CISPR 16-2-3

CISPR 16-2-3 での 18 GHz から 40 GHz の放射妨害波測定方法については、令和 5 年の CISPR ロンドン会議において、12 項目の修正課題が合意されている。ahG 8 では現在、EUT ボリュームなどを規定した測定法案が提案され審議されている。今回の会合において CD 案を審議する予定となっている。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-1

18 GHz から 40 GHz の測定装置の仕様に関しては、次のステージが FDIS となることが決定しているが、現時点では未発行であり、会議までに FDIS 未発行の場合は、進捗を確認する。FDIS 発行の場合は各国投票締め切り前に会議が開催されると見込まれるため、追加の情報があれば報告を聞き対応する。FDIS に移行する予定となった不連続ディスターバンスアナライザの記述の明確化に関しては、報告を聞く。

B CISPR 16-1-4、-5、-6

CISPR 16-1-4 での 18 GHz から 40 GHz のサイト評価方法に関しては、ahG 7 が担当しているが、現時点においては WG 1 及び A 小委員会の議題に表れるに至っていない。今後 A 小委員会及び WG 1 のアジェンダに追加されれば我が国としての意見を述べる。CISPR 16-1-5 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正サイト及びリファレンスサイトの CD 案については、必要に応じて意見を述べる。CISPR 16-1-6 における 18 GHz から 40 GHz のアンテナ校正につい

ても CD 案を作成することになっているので、意見があれば議論に参加する。CISPR 16-1-5 及び 16-1-6 の Calculable ループアンテナについては、CDV に移行するので、報告を聞き必要に応じ意見を述べる。

C CISPR 16-2-3

18 GHz から 40 GHz の放射妨害波測定方法に関しては、ahG 8 にて CD 案を作成しており、A 小委員会及び A/WG 2 にて報告がなされると思われるので、報告を聞き、必要に応じ意見を述べる。

イ VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

(7) 審議状況

主な審議事項は下記のとおり。

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

平成 29 年の CISPR ウラジオストック会議において、米国より新たなタイムドメイン測定法の検討の必要性が提案され、平成 30 年の CISPR 釜山会議において新規プロジェクトの開始が決定した。本プロジェクトにおいては、CISPR 16-1-4、-5、-6 の三つの DC 案（規範的附則）が作成された。CISPR 16-1-4、-5、-6 の三つの DC 案に関する寄書の要点が以下の通りである。

- ・ 16-1-4: ANSI C63.25.1 の 1~18 GHz SVSWR タイムドメイン法を導入
- ・ 16-1-5: 5.3.4 のタイトルを「1 - 18GHz の時間領域法を適用した FAR の代替検証」とし、ANSI C63.2.5.1 の方法に従った記述に入れ替え
- ・ 16-1-6: 新しいセクション 7.6 「200 MHz から 18 GHz までの VNA 時間領域機能を使用したサイト挿入損失」を追加

前回 WG 1 ダラス会議にて、第 2 DC 文書を各規格において作成することが決定した。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

平成 29 年のウラジオストック会議において、日本より 2 アンテナ法 (2AM) を CISPR 16-1-6 に付加する提案を実施し、平成 30 年の釜山会議にて、韓国より 2 つのアンテナの同一性のデータが提出され、日本より寄書を提出した。議論の結果、Standard Antenna と 2 アンテナ法 (2AM) は区別して議論を進めることのできることを得、CISPR 16-1-1 に追加を検討することとなった。

我が国が本追加に関する DC 案及び Note 案を作成することとなり、藤井委員の提案に基づく Homogenous アンテナによる 2 アンテナ法の Note 案は、前回 WG1 ダラス会議にて、当該 Note は最も主要な第 1 段落のみとし、さらに ANSI C63.5 を参照する旨明記することとなり、CDV に進むことが決定した。

また韓国提案の C-SAM 法による 1 GHz 以上のアンテナ校正法の提案については、CDV に進むことが決定した。

C VHF-LISN 仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

現在、A 小委員会と I 小委員会による A/I JahG 6 において検討が進められている。VHF-LISN 仕様の CISPR 16-1-4 (第 5 版) への追加については、VHF-LISN に関する仕様のほか、電源ケーブルの終端装置としての技術要求、

巡回試験（RRT）結果等の追加が含まれる 第 2 及び第 3 CD が発行され、我が国はこれらに賛成の立場をとってきた。前回会合では VHF-LISN の仕様、電源ケーブルの終端装置としての技術要求等の CISPR 16-1-4 への追加に関する CDV 及び FDIS が可決し、令和 7 年 10 月に IS が発行された。

CISPR 16-2-3（第 5 版）におけるケーブル終端（第 1 フラグメント）及びケーブル配置の明確化（第 2 フラグメント）の議論については、両フラグメントの DC 文書を発行することになった。引き続き A/I JahG 6 にて審議中である。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

令和 3 年 CISPR 総会にてノルウェー国内委員会（NC）より提案のあった、装置が設置された状態で詳細な分析が必要かどうか判断するための迅速なエミッション確認法（Rapid emission check of installations）について、DC 文書（CISPR/1476/DC）に対する各国 NC からの回答を踏まえて運営委員会において検討された。その結果、令和 4 年サンフランシスコ会議にて、A 小委員会、B 小委員会及び H 小委員会の合同作業班（JWG 9）を設置し、各国意見を踏まえて TR 規格化を検討することが承認された。

これまで 5 回の会議が開催され、迅速なエミッション確認法が必要となるシナリオの作成、伝導妨害波および放射妨害波測定法の周波数範囲および測定法の原案作成が進められている。

また、B 小委員会 WG 7 で議論中の設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に、日本から提案し採用されている Preliminary measurement method を本 TR 案へも提案し、盛り込まれる予定となっている。

令和 6 年 10 月 2 日および 9 日において開催された JWG 9 オンライン会議（第 6 回会議、第 7 回会議）では、CD 案の議論が継続され、装置設置者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート作成、無線サービスデータベースなどの情報ソースについて修正が加えられた。日本からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例を附則書案として提案した。

現時点における進捗は次の通りである。

- ・ 新コンビーナに田島委員が就任した（令和 7 年 9 月）。
- ・ DC 文書（A/1462/DC）が令和 7 年 1 月に回付された。
- ・ 放射測定と非侵襲伝導測定に焦点を当てる。
- ・ CISPR A および ITU の出版物を参照し、また計測器メーカーのガイダンスの参照も検討している。
- ・ DTR ステージは各国投票（Q 文書）で否決されたため、CD ステージについて各国投票（Q 文書）が集約中である（平成 8 年 7 月末締め切り）。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

タイムタイムドメイン測定の追加については、第 2 DC 文書を発行予定であるが、現時点では未発行であるので、進捗を確認し議論があれば参加する。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

Homogenous アンテナによる 2 アンテナ法の Note 案については、CDV に進む予定であるので、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。C-SAM 法につい

ても CDV に進むことが予定されているので、進捗を確認し必要に応じ意見を述べる。

C VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

VHF-LISN の仕様、電源ケーブルの終端装置としての技術要求等の CISPR 16-1-4 への追加については、IS が発行された。CISPR 16-2-3 におけるケーブル終端（第 1 フラグメント）及びケーブル配置の明確化（第 2 フラグメント）については、いずれも DC 文書を発行することになっているので、A 小委員会及び A/WG 2 におけるそれらの報告に対し、適宜意見を述べる。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

DC 文書（A/1462/DC）に対し、我が国はシステムレベルの EMC 対応（迅速なエミッションチェック）をガイダンスする文書は有用であるという考え方より、TR 発行を支持し修正案提案のコメントを送付した。進捗を聞き、我が国の意見を述べる。

CD ステージについて各国投票（Q 文書：平成 8 年 7 月末締め切り）へは支持する立場であり、CD 案作成に向けサポートする。

(2) B 小委員会

（ISM（工業・科学・医療）機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定）

(3) D 小委員会

（自動車・モータボートなどの妨害波に関する規格を策定）

(4) F 小委員会

（家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定）

(5) H 小委員会

（無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定）

(6) I 小委員会

（情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定）

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）
のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

< 6 における対処方針の結論部分のみ記載 >

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(2) B 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(3) D 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(4) F 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(5) H 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(6) I 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(別表2)

CISPR A 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月31日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主任	いしがみ しのが 石上 忍	東北学院大学 工学部電気電子工学科 教授
主任代理	たじま きみひろ 田島 公博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部 環境ビジネス部門 EMC センタ 主席技師
構 成 員	あめみや ふじ お 雨宮 不二雄	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	あんどう ゆうじ 安藤 雄二	(一社)日本電機工業会 家電 EMC 技術専門委員会 委員
"	いとう ふみと 伊藤 史人	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 副部長
"	いやま たかひろ 井山 隆弘	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 主査
"	そね ひであき 曽根 秀昭	東北大学 データシナジー創生機構 特任教授
"	チャカロタイ ジェットヴ ィスノ ジェトヴ ィスノ	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究セン ター 電磁環境研究室 主任研究員
"	とうさか としひで 登坂 俊英	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC 試験センター 特任グル ープマネージャー
"	なかじま だいすけ 中嶋 大介	(一財)日本品質保証機構 中部試験センター センター長
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	なかむら てつや 中村 哲也	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会 電磁環境専門委員会 委員
"	はとの たかゆき 鳩野 尚志	(一社)電子情報技術産業協会 マルチメディア EMC 専門委員会 委員
"	はらだ たかし 原田 高志	(一財)VCCI 協会 技術専門委員会 委員
"	はりや えいぞう 針谷 栄蔵	(一社)KEC 関西電子工業振興センター 専門委員会推進部 担当部長
"	ひらた まさゆき 平田 真幸	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 品質保証部 国際 認証センター 適合性評価担当部長
"	ふじい かつみ 藤井 勝巳	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究セン ター 電磁環境研究室 上席研究員
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計18名)